

国民保護に関する川島町計画 新旧対照表

(傍線部が変更箇所)

編章節	変更後	現 行	変更理由
<p>第1編 第3章</p>	<p>第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方 本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> (略) ○ <u>国民の権利利益の迅速な救済</u> (略) ○ 情報の伝達と共有化の確保 (略) ○ <u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u> (略) ○ 町民の自助・共助 (略) ○ <u>災害時要援護者の保護</u> (略) ○ <u>国際人道法の的確な実施の確保</u> (略) ○ <u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u> (略) ○ <u>準備体制の充実</u> (略) 	<p>第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方 本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u> (略) ○ <u>準備体制の充実</u> (略) ○ 情報の伝達と共有化の確保 (略) ○ <u>災害時要援護者の保護</u> (略) ○ 町民の自助・共助 (略) ○ <u>基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> (略) ○ <u>国民の権利利益の迅速な救済</u> (略) ○ <u>国際人道法の的確な実施の確保</u> (略) ○ <u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u> (略) 	<p>記述順序を変更した。 特に、本計画の根幹的な事項である基本的人権の尊重を第1番目に記述した。</p>
<p>第1編 第4章</p>	<p>(3) 地勢 (略)</p> <p>町の西部を旧国道254号及び国道254号が<u>縦断し、中央を首都圏中央連絡自動車道が横断</u>しており、東部を走る県道川越栗橋線及び中央部を走る県道平沼中老袋線、鴻巣川島線と併せて、周辺都市との連絡道路及び住民の生活道路としての役割を果たしている。</p> <p>本町は、首都圏45kmという恵まれた立地ながら、交通はJR高崎線と東武東上線を連絡する路線バス及び町内を巡回するバスによるほかは、自主的な交通手段に頼るしかないのが現状である。しかし、近年では交通網の整備により、生活の利便性は確保されており、特に、川島インターチェンジの開通とインター周辺地区の開発により、町を取り巻く状況は大きく変化してきており、防災上からも新たな対応が必要になると思われる。</p>	<p>(3) 地勢 (略)</p> <p>町の西部を旧国道254号及び国道254号が<u>横断</u>しており、東部を走る県道川越栗橋線及び中央部を走る県道平沼中老袋線、鴻巣川島線と併せて、周辺都市との連絡道路及び住民の生活道路としての役割を果たしている。</p> <p>本町は、首都圏45kmという恵まれた立地ながら、交通はJR高崎線と東武東上線を連絡する路線バスによるほかは、自主的な交通手段に頼るしかないのが現状である。しかし、近年では交通網の整備により、生活の利便性は確保されている。特に、<u>首都圏中央連絡自動車道 [川島インターチェンジ (仮称)] の計画など</u>により、町を取り巻く状況は大きく変化してきており、防災上からも新たな対応が必要になると思われる。</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道の開通等により、町の地勢に変更が生じるため。</p>

編章節	変更後	現 行	変更理由
第2編 第1章 第1節	<p><u>第1章 情報収集、伝達体制の構築</u></p> <p><u>第1節 通信の確保</u></p> <p><u>住民の避難や救援を円滑に実施していくため、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</u></p> <p><u>しかし、全ての通信手段が確保できないといった事態も考えられる。このため、町は、国、県、他市町村等関係機関の情報伝達体制を強化していくこととする。</u></p> <p><u>また、町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備</u></p> <p><u>町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</u></p> <p><u>町は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。</u></p> <p><u>（1）安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>（2）安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。</u></p>		<p>情報収集や伝達体制については、平時から事前準備やシステムの習熟が必要なため、第1章を新設した。以降、各章を繰り下げる。</p>
第2編 第1章 第1節	<p><u>第2章 迅速な初動体制の確保</u></p> <p><u>第1節 24時間即応体制の確立</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>第2節 職員配備計画の作成</u></p> <p><u>川島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「町対策本部」という。）の部長、～（略）</u></p> <p><u>第3節 職員の指定と伝達手段の整備</u></p> <p><u>町対策本部の部長、現地対策本部長に充てられる者は、～（略）</u></p> <p><u>第3章 警報の住民への周知</u></p> <p><u>（以降各章繰り下げ）</u></p>	<p><u>第1章 迅速な初動体制の確保</u></p> <p><u>第1節 24時間即応体制の確立</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p><u>第2節 職員配備計画の作成</u></p> <p><u>川島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「川島町国民保護対策本部等」という。）の部長、～（略）</u></p> <p><u>第3節 職員の指定と伝達手段の整備</u></p> <p><u>川島町国民保護対策本部等の部長、現地対策本部長に充てられる者は、～（略）</u></p> <p><u>第2章 警報の住民への周知</u></p>	<p>表現を簡略化して分かりやすい記述に変更した。</p>

編章節	変更後	現 行	変更理由
第2編 第3章 第1節	<p>2 モデル避難実施要領の作成パターン</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難 (略)</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>① 着弾前</p> <p><u>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート作り等の堅牢な施設等に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</u></p> <p><u>攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。</u></p> <p>ア 屋外にいる場合 (以下略)</p> <p>② 着弾後</p> <p><u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出るとは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は、以下のとおり。</u></p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p><u>(ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。 ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。 <p><u>(イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。</u></p> <p>イ 生物兵器の場合 (以下略)</p> <p>(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難</p> <p>① 攻撃開始前</p> <p><u>必要に応じて事前に退避の指示を行う。</u></p> <p>② 攻撃開始後</p>	<p>2 モデル避難実施要領の作成パターン</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難 (略)</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p><u>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の4パターンについて作成する。避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。</u></p> <p>① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</p> <p>ア 屋外にいる場合 (以下略)</p> <p>② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p><u>(ア) 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</u></p> <p><u>(イ) 核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。 ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。 <p><u>(ウ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたっては、以下の事項に留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(エ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。</u></p> <p>イ 生物兵器の場合 (以下略)</p> <p>(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難</p> <p><u>必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。</u></p> <p>また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。</p>	<p>実際の対応にできるだけ即し、理解を容易にするため、事前と事後に分け、避難の指示の内容を具体的な記述に変更した。</p>

編章節	変更後	現 行	変更理由
	<p>攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して、<u>適当な避難先に移動させる。</u></p> <p>また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。</p> <p>ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。</p> <p>(4) 航空攻撃からの避難</p> <p>① 兆候を事前に察知できる場合</p> <p><u>時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。</u>このため、町は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</p> <p><u>時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「②兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。</u></p> <p>② 兆候を事前に察知できない場合</p> <p><u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。</u></p> <p><u>これらは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、町は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u></p>	<p>ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。</p> <p>(4) 航空攻撃からの避難</p> <p>① 兆候を事前に察知できる場合</p> <p><u>着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。</u>このため、町は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</p> <p>② 兆候を事前に察知できない場合</p> <p><u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。</u></p> <p><u>このため、町は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u></p>	
第2編 第3章	<p>第3節 <u>避難指示の周知体制</u> (略)</p> <p>第4節 <u>避難住民集合場所の指定</u> (略)</p> <p>第5節 <u>避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</u> (略)</p> <p>第6節 <u>避難のための交通手段の確保</u> (略)</p> <p>第7節 <u>避難候補路の選定</u> (略)</p> <p>第8節 <u>避難住民の運送順序</u> (略)</p> <p>第9節 <u>道路啓開の準備</u> (略)</p> <p>第10節 <u>避難誘導の補助</u> (略)</p> <p>第11節 <u>被災者に対する住宅の確保</u> (略)</p>	<p>第3節 <u>避難指示の周知</u> (略)</p> <p>第4節 <u>避難交通手段の決定</u> (略)</p> <p>第5節 <u>避難路の選定</u> (略)</p> <p>第6節 <u>運送順序の決定</u> (略)</p> <p>第7節 <u>避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</u> (略)</p> <p>第8節 <u>被災者に対する住宅供給対策</u> (略)</p> <p>第9節 <u>避難住民集合場所の指定</u> (略)</p> <p>第10節 <u>道路啓開の準備</u> (略)</p> <p>第11節 <u>避難誘導の補助</u> (略)</p>	避難の手順に沿った記述順序に変更した。

編章節	変更後	現 行	変更理由																																																																																																																																																												
第2編 第10章 第1節	(1) <u>実動訓練</u>	(1) <u>実地訓練</u>	国及び県の訓練区分の呼称と整合性を図るため、記述を変更した。																																																																																																																																																												
第3編 第1章 第2節	イ 副本部長 副町長 別表 <table border="1"> <tr><td colspan="2">本部会議</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>町長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副町長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>教育長、技監、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、税務課長、<u>町民生活課長</u>、健康福祉課長、農政産業課長、<u>まち整備課長</u>、出納室長、<u>上下水道課長</u>、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長</td></tr> </table>	本部会議		本部長	町長	副本部長	副町長	本部員	教育長、技監、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、税務課長、 <u>町民生活課長</u> 、健康福祉課長、農政産業課長、 <u>まち整備課長</u> 、出納室長、 <u>上下水道課長</u> 、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長	イ 副本部長 助役 別表 <table border="1"> <tr><td colspan="2">本部会議</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>町長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>助役</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>教育長、技監、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、<u>財政課長</u>、税務課長、町民課長、福祉課長、<u>生活環境課長</u>、農政商工課長、<u>建設課長</u>、都市整備課長、出納室長、<u>水道課長</u>、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長</td></tr> </table>	本部会議		本部長	町長	副本部長	助役	本部員	教育長、技監、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、 <u>財政課長</u> 、税務課長、町民課長、福祉課長、 <u>生活環境課長</u> 、農政商工課長、 <u>建設課長</u> 、都市整備課長、出納室長、 <u>水道課長</u> 、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長	法改正及び課の統廃合があり、職名の記述を変更した。																																																																																																																																												
本部会議																																																																																																																																																															
本部長	町長																																																																																																																																																														
副本部長	副町長																																																																																																																																																														
本部員	教育長、技監、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、税務課長、 <u>町民生活課長</u> 、健康福祉課長、農政産業課長、 <u>まち整備課長</u> 、出納室長、 <u>上下水道課長</u> 、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長																																																																																																																																																														
本部会議																																																																																																																																																															
本部長	町長																																																																																																																																																														
副本部長	助役																																																																																																																																																														
本部員	教育長、技監、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、 <u>財政課長</u> 、税務課長、町民課長、福祉課長、 <u>生活環境課長</u> 、農政商工課長、 <u>建設課長</u> 、都市整備課長、出納室長、 <u>水道課長</u> 、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長																																																																																																																																																														
	部・班の組織 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務名</th> <th>担当者</th> <th>職務名</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部長</td><td>総務課長</td><td>総括班長</td><td>総務課主幹</td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>政策推進課長</td><td>記録・調整班長</td><td>秘書室長</td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>税務課長</td><td>情報連絡班長</td><td><u>政策推進課主幹</u></td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>出納室長</td><td>調査集計班長</td><td>税務課主幹</td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>議会事務局長</td><td>会計班長</td><td>出納室長</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>協力班</td><td>議会事務局長</td></tr> <tr><td>民生部長</td><td><u>町民生活課長</u></td><td>住民班長</td><td><u>町民生活課主幹</u></td></tr> <tr><td>民生副部長</td><td><u>健康福祉課長</u></td><td>衛生班長</td><td><u>町民生活課主幹</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>救助避難誘導班長</td><td><u>健康福祉課主幹</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td><u>医療班長</u></td><td><u>健康福祉課主幹</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>給食班長</td><td>給食センター所長</td></tr> <tr><td>建設部長</td><td>技監</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設副部長</td><td>農政産業課長</td><td>農政商工班長</td><td>農政産業課主幹</td></tr> <tr><td>建設副部長</td><td><u>まち整備課長</u></td><td>土木班長</td><td><u>まち整備課主幹</u></td></tr> <tr><td>建設副部長</td><td><u>上下水道課長</u></td><td><u>都市計画班長</u></td><td><u>まち整備課主幹</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td><u>上下水道班長</u></td><td><u>上下水道課主幹</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>協力班</td><td>農業委員会事務局次長</td></tr> <tr><td>教育部長</td><td>教育総務課長</td><td>教育班長</td><td>教育総務課主幹</td></tr> <tr><td>教育副部長</td><td>生涯学習課長</td><td>生涯学習班長</td><td>生涯学習課主幹</td></tr> </tbody> </table>	職務名	担当者	職務名	担当者	総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹	総務副部長	政策推進課長	記録・調整班長	秘書室長	総務副部長	税務課長	情報連絡班長	<u>政策推進課主幹</u>	総務副部長	出納室長	調査集計班長	税務課主幹	総務副部長	議会事務局長	会計班長	出納室長			協力班	議会事務局長	民生部長	<u>町民生活課長</u>	住民班長	<u>町民生活課主幹</u>	民生副部長	<u>健康福祉課長</u>	衛生班長	<u>町民生活課主幹</u>			救助避難誘導班長	<u>健康福祉課主幹</u>			<u>医療班長</u>	<u>健康福祉課主幹</u>			給食班長	給食センター所長	建設部長	技監			建設副部長	農政産業課長	農政商工班長	農政産業課主幹	建設副部長	<u>まち整備課長</u>	土木班長	<u>まち整備課主幹</u>	建設副部長	<u>上下水道課長</u>	<u>都市計画班長</u>	<u>まち整備課主幹</u>			<u>上下水道班長</u>	<u>上下水道課主幹</u>			協力班	農業委員会事務局次長	教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹	教育副部長	生涯学習課長	生涯学習班長	生涯学習課主幹	部・班の組織 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務名</th> <th>担当者</th> <th>職務名</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部長</td><td>総務課長</td><td>総括班長</td><td>総務課主幹</td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>政策推進課長</td><td>記録・調整班長</td><td>秘書室長</td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>財政課長</td><td>情報連絡班長</td><td><u>財政課主幹</u></td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>税務課長</td><td>調査集計班長</td><td>税務課主幹</td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>出納室長</td><td>会計班長</td><td>出納室長</td></tr> <tr><td>総務副部長</td><td>議会事務局長</td><td>協力班</td><td>議会事務局長</td></tr> <tr><td>民生部長</td><td><u>町民課長</u></td><td>住民班長</td><td><u>町民課主幹</u></td></tr> <tr><td>民生副部長</td><td><u>福祉課長</u></td><td>救助避難誘導班長</td><td><u>福祉課主幹</u></td></tr> <tr><td>民生副部長</td><td><u>生活環境課長</u></td><td><u>環境医療班長</u></td><td><u>生活環境課主幹</u></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>給食班長</td><td>給食センター所長</td></tr> <tr><td>建設部長</td><td>技監</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設副部長</td><td>農政商工課長</td><td>農政商工班長</td><td>農政商工課主幹</td></tr> <tr><td>建設副部長</td><td>建設課長</td><td>土木班長</td><td>建設課主幹</td></tr> <tr><td>建設副部長</td><td>都市整備課長</td><td>都市整備班長</td><td>都市整備課主幹</td></tr> <tr><td>建設副部長</td><td>水道課長</td><td>水道班長</td><td>水道課主幹</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>協力班</td><td>農業委員会事務局次長</td></tr> <tr><td>教育部長</td><td>教育総務課長</td><td>教育班長</td><td>教育総務課主幹</td></tr> <tr><td>教育副部長</td><td>生涯学習課長</td><td>生涯学習班長</td><td>生涯学習課主幹</td></tr> </tbody> </table>	職務名	担当者	職務名	担当者	総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹	総務副部長	政策推進課長	記録・調整班長	秘書室長	総務副部長	財政課長	情報連絡班長	<u>財政課主幹</u>	総務副部長	税務課長	調査集計班長	税務課主幹	総務副部長	出納室長	会計班長	出納室長	総務副部長	議会事務局長	協力班	議会事務局長	民生部長	<u>町民課長</u>	住民班長	<u>町民課主幹</u>	民生副部長	<u>福祉課長</u>	救助避難誘導班長	<u>福祉課主幹</u>	民生副部長	<u>生活環境課長</u>	<u>環境医療班長</u>	<u>生活環境課主幹</u>			給食班長	給食センター所長	建設部長	技監			建設副部長	農政商工課長	農政商工班長	農政商工課主幹	建設副部長	建設課長	土木班長	建設課主幹	建設副部長	都市整備課長	都市整備班長	都市整備課主幹	建設副部長	水道課長	水道班長	水道課主幹			協力班	農業委員会事務局次長	教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹	教育副部長	生涯学習課長	生涯学習班長	生涯学習課主幹	課の統廃合があり、職務名と担当者の記述を変更した。
職務名	担当者	職務名	担当者																																																																																																																																																												
総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹																																																																																																																																																												
総務副部長	政策推進課長	記録・調整班長	秘書室長																																																																																																																																																												
総務副部長	税務課長	情報連絡班長	<u>政策推進課主幹</u>																																																																																																																																																												
総務副部長	出納室長	調査集計班長	税務課主幹																																																																																																																																																												
総務副部長	議会事務局長	会計班長	出納室長																																																																																																																																																												
		協力班	議会事務局長																																																																																																																																																												
民生部長	<u>町民生活課長</u>	住民班長	<u>町民生活課主幹</u>																																																																																																																																																												
民生副部長	<u>健康福祉課長</u>	衛生班長	<u>町民生活課主幹</u>																																																																																																																																																												
		救助避難誘導班長	<u>健康福祉課主幹</u>																																																																																																																																																												
		<u>医療班長</u>	<u>健康福祉課主幹</u>																																																																																																																																																												
		給食班長	給食センター所長																																																																																																																																																												
建設部長	技監																																																																																																																																																														
建設副部長	農政産業課長	農政商工班長	農政産業課主幹																																																																																																																																																												
建設副部長	<u>まち整備課長</u>	土木班長	<u>まち整備課主幹</u>																																																																																																																																																												
建設副部長	<u>上下水道課長</u>	<u>都市計画班長</u>	<u>まち整備課主幹</u>																																																																																																																																																												
		<u>上下水道班長</u>	<u>上下水道課主幹</u>																																																																																																																																																												
		協力班	農業委員会事務局次長																																																																																																																																																												
教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹																																																																																																																																																												
教育副部長	生涯学習課長	生涯学習班長	生涯学習課主幹																																																																																																																																																												
職務名	担当者	職務名	担当者																																																																																																																																																												
総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹																																																																																																																																																												
総務副部長	政策推進課長	記録・調整班長	秘書室長																																																																																																																																																												
総務副部長	財政課長	情報連絡班長	<u>財政課主幹</u>																																																																																																																																																												
総務副部長	税務課長	調査集計班長	税務課主幹																																																																																																																																																												
総務副部長	出納室長	会計班長	出納室長																																																																																																																																																												
総務副部長	議会事務局長	協力班	議会事務局長																																																																																																																																																												
民生部長	<u>町民課長</u>	住民班長	<u>町民課主幹</u>																																																																																																																																																												
民生副部長	<u>福祉課長</u>	救助避難誘導班長	<u>福祉課主幹</u>																																																																																																																																																												
民生副部長	<u>生活環境課長</u>	<u>環境医療班長</u>	<u>生活環境課主幹</u>																																																																																																																																																												
		給食班長	給食センター所長																																																																																																																																																												
建設部長	技監																																																																																																																																																														
建設副部長	農政商工課長	農政商工班長	農政商工課主幹																																																																																																																																																												
建設副部長	建設課長	土木班長	建設課主幹																																																																																																																																																												
建設副部長	都市整備課長	都市整備班長	都市整備課主幹																																																																																																																																																												
建設副部長	水道課長	水道班長	水道課主幹																																																																																																																																																												
		協力班	農業委員会事務局次長																																																																																																																																																												
教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹																																																																																																																																																												
教育副部長	生涯学習課長	生涯学習班長	生涯学習課主幹																																																																																																																																																												

編章節	変更後			現 行			変更理由		
	各部・班の分掌事務			各部・班の分掌事務			課の統廃合により、各班の分掌事務を振り分け直した。		
	部名	班名	分掌事務	部名	班名	分掌事務			
	民生部	住民班	略	民生部	住民班	略			
		衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の各種消毒に関すること ・防疫活動に関すること ・被災地域のし尿に関すること ・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関すること ・収集手数料の減免に関すること ・関係業者との連絡調整に関すること ・環境センターの応急対策に関すること ・災害廃棄物の処理に関すること ・生活関連施設の安全確保 ・その他衛生に関すること 		衛生医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の各種消毒に関すること ・防疫活動に関すること ・被災地域のし尿に関すること ・医療機関との連絡に関すること ・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給配送に関すること ・災害救助食品の衛生に関すること ・救護所の設置に関すること ・保健センターの応急対策に関すること ・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関すること ・収集手数料の減免に関すること ・関係業者との連絡調整に関すること ・環境センターの応急対策に関すること ・災害廃棄物の処理に関すること ・生活関連施設の安全確保 ・その他衛生医療に関すること 			
		救助避難誘導班	略			給食班		略	
		医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡に関すること ・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給、配送に関すること ・災害救助食品の衛生に関すること ・救護所の設置に関すること ・保健センターの応急対策に関すること ・その他医療に関すること 			建設部		農政商工班	略
		給食班	略			土木班		略	
	建設部	農政商工班	略	都市整備班		<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること ・公園等施設の提供及び保全に関すること ・応急危険度判定に関すること ・下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること ・下水道施設の保全に関すること ・下水道の排水保持及び復旧に関すること ・その他都市整備に関すること 			
		土木班	略		水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の応急給水に関すること ・応急給水の広報に関すること ・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること ・上水道施設の復旧に関すること ・水源確保に関すること ・下水道施設の保全に関すること ・下水道の排水保持及び復旧に関すること ・その他上下水道に関すること 			
		都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること ・公園等施設の提供及び保全に関すること ・応急危険度判定に関すること ・その他都市計画に関すること 			協力班		略	
		上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の応急給水に関すること ・応急給水の広報に関すること ・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること ・上水道施設の復旧に関すること ・水源確保に関すること ・下水道施設の保全に関すること ・下水道の排水保持及び復旧に関すること ・その他上下水道に関すること 						
	協力班	略							

編章節	変更後	現 行	変更理由
第3編 第1章 第3節	<p>2 国・県の現地対策本部との連携</p> <p><u>町対策本部は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。</u></p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。</u></p>	<p>2 国・県の現地対策本部との連携</p> <p><u>町国民保護対策本部等は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国・県との調整に関し、国・県の現地対策本部と一元的に行うこととする。</u></p>	<p>国の基本指針及び県計画の改定による整合性を図るため、記述を変更した。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <国の基本指針から抜粋> (国の) 現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。 </p>
第3編 第1章 第3節	<p><u>5 現地調整所の設置</u></p> <p><u>町は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。また、県が現地調整所を設置した場合は、必要に応じて県に職員を派遣する。</u></p>		<p>国の基本指針及び県計画の改定による整合性を図るため、新設した。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <国の基本指針から抜粋> 市町村長または都道府県知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。 </p>
第6編 第1章	<p>1 想定する事態について</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>放射性物質、生物剤及び化学剤</u>が大量散布された事態</p> <p>(2) 以降 (略)</p>	<p>1 想定する事態について</p> <p>(1) 多数の人が集合する施設に<u>毒性物質 (サリン)</u>が大量散布された事態</p> <p>(2) 以降 (略)</p>	<p>県計画の改定による整合性を図るため、記述を変更した。</p>